

## 「最近立ち会った税務調査にて」

昨年ですが、海外に子会社を複数有する企業の税務調査に立ち会いました。税務調査に先立ち、海外子会社の決算書や申告書などを3年分用意するようにといった依頼は当然の様にありました。実際に調査が進んでいく上で、「このような調査方法を使うのか」と思った点について二点ご紹介したいと思います。

### 1) 海外子会社の実在性に関して

タックスヘイブン税制の観点からは、低税率国に必然性の無い会社を設立し、その会社に所得を移転させることによりグループの税額を下げる事に対して厳しい目が向けられます。そこで海外の子会社等の実在性が問われます。

この際に、「海外の子会社の職場内の写真を見せて欲しい。」という話がありました。ここでのチェックポイントは、職場が実際に機能しているか否かにあると思いますが、机の数や、写真に映っている社員の人数、机の上の状況（書類、P C の有無）、書棚の中の状況等などについてもチェックがなされました。

決算書、議事録、契約書、稟議書などは当然の様に提出を求められますが、翻訳機器の進歩により、今後は現地のローカル従業員に質問をするといったことも当然の様に行われてくるかもしれません。

### 2) 社長の居住性に関して

調査対象会社では、社長が海外居住者となっておりましたので、その居住性について調査が行われました。居住性については、滞在日数だけで決定されるものではありませんが、やはり日本での滞在日数が多いような場合には、「日本の居住者では無いか？」という疑義をもたれるのは当然であると思います。

日本法人の役員（代表者）が、日本の法人よりもう役員報酬については、日本非居住者であれば、20.42%の源泉徴収で課税は簡潔しますが、これが居住者となれば、倍以上の所得税が必要なケースも多々ありますし、住民票が1月1日現在において日本国内に無い場合でも、住民税に関して納税を必要とされるケースもあるかもしれません。

最近日本出入国の際に、パスポートにスタンプを押さない方も増加しております。そのため税務当局では、出入国在留管理庁（入管）に紹介を求め、個人の出入国情報について入手することを行います。

今回の調査の際に、そのような情報入手が行われた否かは分かりませんが、おそらく実施されたのではないかと思われます。

海外に子会社、関連会社を持つ顧問先を有する先生方におかれましては、参考になれば幸いです。

（原 高明）